

# 【概要版】

## さいたま市再犯防止推進計画

すべての市民が安全で安心して  
暮らせる社会を目指して

---

令和3（2021）年3月

発行：さいたま市 保健福祉局 福祉部 福祉総務課  
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4  
TEL：048-829-1253  
FAX：048-829-1961

---

# 第1章 計画の概要

## ・計画の趣旨

- 全国の刑法犯の認知件数は年々減少傾向にある一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、漸減状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人数も減少し続けていることから、平成30（2018）年の検挙者に占める再犯者の割合は48.8%となり、昭和47（1972）年以降最も高くなりました。
- 平成28（2016）年12月、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）が制定、施行され、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。
- そこで、本市においても、再犯防止推進法の趣旨を踏まえ、「さいたま市再犯防止推進計画」を策定します。

## ・計画の位置づけ

- 再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。

## ・計画の基本目標

- 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び地域社会の一員として生活を送れるよう更生支援を推進することで、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目指します。

## ・計画の基本方針

1. 国等の関係機関や民間の団体等との緊密な連携協力を確保し、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組みます。
2. 国等との適切な役割分担を踏まえて、必要な支援を切れ目なく実施することにより、再犯の防止につなげます。
3. 再犯の防止等に関する取組は、犯罪被害者等の存在を十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行います。
4. 犯罪等の実態を踏まえ、民間の団体その他の関係者から意見聴取をする等して、社会情勢等に応じた取組を実施します。
5. 再犯の防止等に関する取組を広報すること等により、広く市民の関心と理解を醸成します。

## ・計画の期間

- 本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

## 第2章 関連する施策の展開

### 1 就労・住居の確保等のための取組

#### ◆本市における主な関連する施策◆

- ・ ワークステーションさいたまやジョブスポットにおける取組
- ・ さいたま市生活自立・仕事相談センターにおける取組
- ・ 協力雇用主への競争入札参加資格審査における加点の取組
- ・ 市営住宅への入居に関する取組 等

### 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

#### ◆本市における主な関連する施策◆

- ・ シニアサポートセンター（地域包括支援センター）における取組、認知症高齢者等の支援に関する取組
- ・ 障害者の権利の擁護に関する取組、障害者の社会参加の促進
- ・ 薬物依存症者本人及び家族等への支援
- ・ 薬物を含む依存症に対する相談支援のネットワーク構築と人材育成に関する取組 等

### 3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組

#### ◆本市における主な関連する施策◆

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- ・ 生活困窮世帯の子ども学習支援における取組
- ・ 非行防止教室の開催 等

### 4 犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組

#### ◆本市における主な関連する施策◆

- ・ なんでも子ども相談窓口、なんでも若者相談窓口における取組
- ・ さいたま市DV相談センターにおける取組
- ・ 発達障害者支援センターにおける取組 等

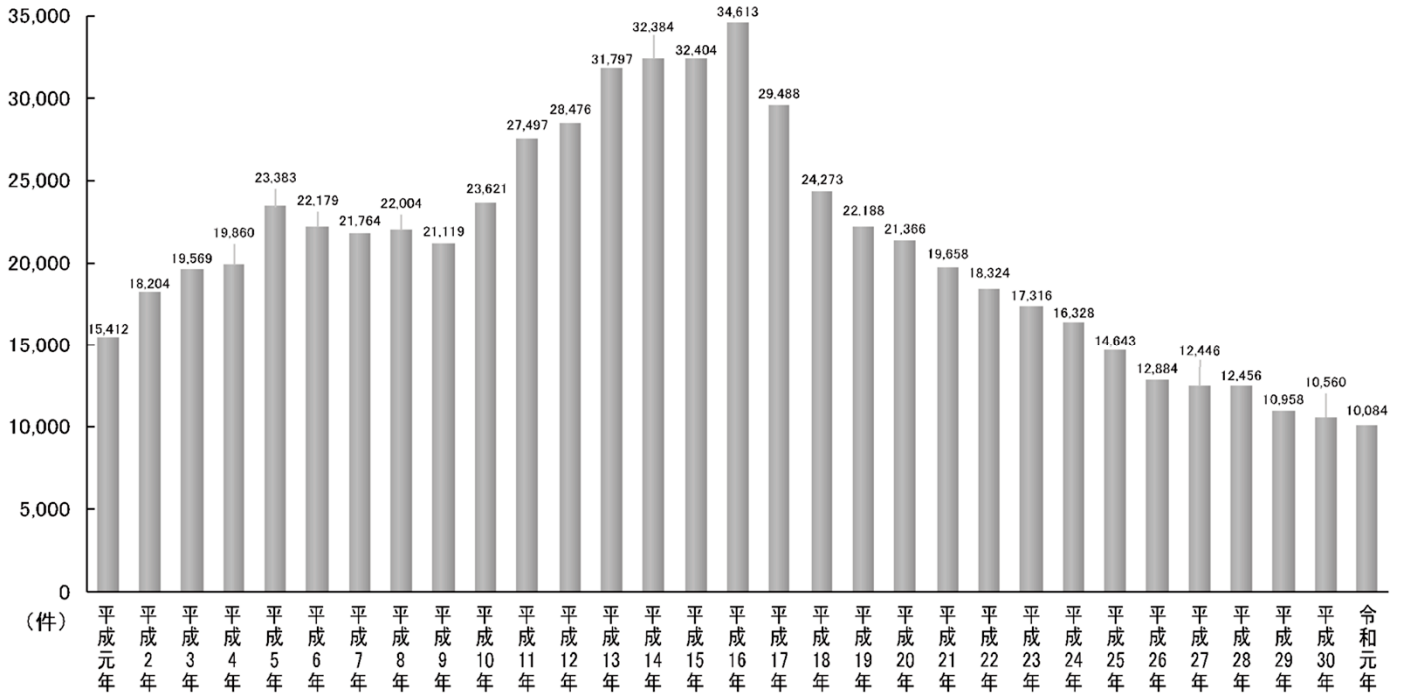
### 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組

#### ◆本市における主な関連する施策◆

- ・ 社会を明るくする運動に関する取組
- ・ 協力雇用主について企業等に周知する取組
- ・ 保護司の表彰 等

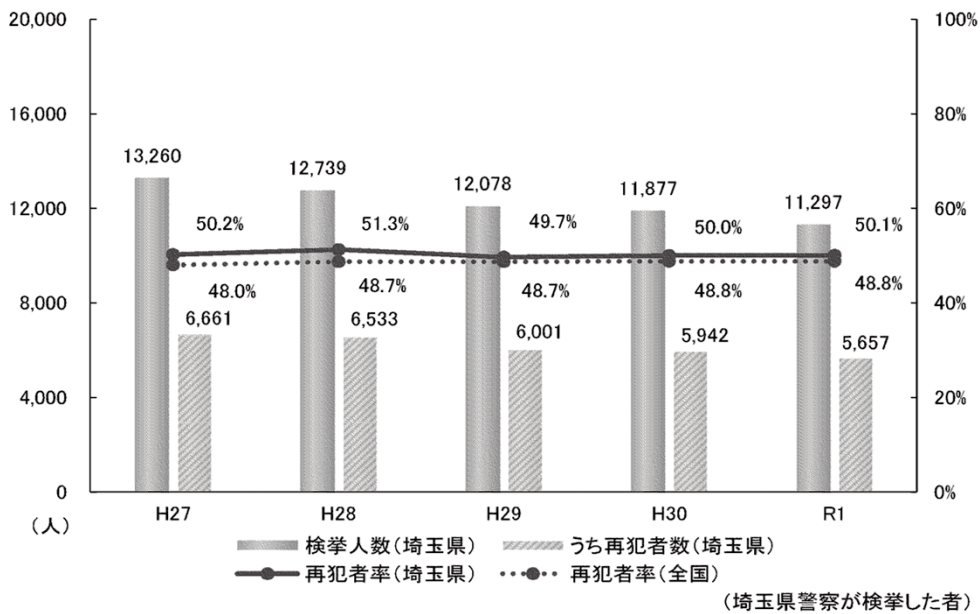
# 第3章 再犯の防止等を取り巻く状況

## さいたま市における刑法犯認知件数の推移



※資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

## 埼玉県における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



※出典：法務省による集計

# 第4章 計画の推進体制

➤ 本計画に掲げた取組を効果的・効率的に推進するため、「(仮称)さいたま市再犯防止推進協議会」を設置し、計画の進捗状況について意見を聴取しながら定期的に点検・評価し、必要に応じて内容の見直しを行います。